

(要領様式第 1 号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 資第 322- 2 号

7 上伊地環第 38- 2 号

7 上伊地環第 52- 2 号

令和 8 年（2026 年）2 月 5 日

長 野 県 知 事

長野県上伊那地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	○
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	有限会社ヤマカ木材 代表取締役 勝野 智明 長野県木曾郡南木曾町読書 2435 番地 2	
申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設設置許可	
条 例 第 39 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場 所	長野県木曾郡南木曾町読書 5543 番 1 ほか
	② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日（44.5t/h：8 時間稼働）
申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処分業新規許可	
条 例 第 39 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場 所	長野県木曾郡南木曾町読書 5543 番 1 ほか
	② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設

条	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日 (44.5t/h : 8時間稼働)
条例 第 39 条	⑩対象周辺地域の範囲	長野県木曽郡大桑村大字野尻下在4区 長野県木曽郡南木曽町読書十二兼地区
	⑪対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	南木曽町長、大桑村長 対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県木曽郡南木曽町読書 2435 番地 2 有限会社ヤマカ木材 本社営業所 (期間) 事業計画協議終了まで (時間) 午前9時～午後5時
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) ① 令和8年2月19日(木) 午後6時30分から ② 令和8年2月20日(金) 午後6時30分から  (場所) ① 長野県木曽郡南木曽町読書 5272 番地 南木曽町読書 十二兼集会所 ② 長野県木曽郡大桑村大字野尻 2711 番地 大桑村公民館 下在郷分館

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 令和8年3月22日(日) 提出先 〒399-5301 長野県木曽郡南木曽町読書 2435 番地 2 有限会社ヤマカ木材 本社営業所 (意見書の写しを地域振興局にも提出できます) 〒396-8666 長野県伊那市荒井 3497 番地 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

**注) 意見提出にあたっての留意事項**

- ・ 条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は黒塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。